

神戸市経理適正化委員会設置要領

平成23年5月27日

神戸市長決定

(目的)

第1条 神戸市経理適正化外部検証委員会報告書(以下「報告書」という。)の提言を踏まえ、神戸市経理適正化推進本部(以下「本部」という。)の事務を円滑に処理するため、本部設置要綱第5条第1項に基づき、本部の部会である神戸市経理適正化委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本部設置要綱第2条に基づく本部の所掌事務の推進に関すること
- (2) 報告書の提言に係る対策の具体化、その実施の進行管理に関すること
- (3) 報告書の提言に係る対策を含む経理適正化の取組に必要な意見交換、庁内調整に関すること
- (4) その他、本部の指示事項及び委員会の目的実現に関連して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長は、第2条の所掌事務を実施するために必要があると認めるときは、その都度委員を追加することができる。
- 3 委員長は、委員の要請があり、第2条の所掌事務を実施するために必要があると認めるときは、委員会の補助機関としてワーキンググループを置くことができる。
- 4 ワーキンググループは、委員及び委員の推薦を受けた職員をもって構成する。

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長のあらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審議事項)

第6条 会議の審議事項は、所掌事務の範囲内で、委員長がその都度決定する。

(会議の公開等)

第7条 会議は、非公開とする。ただし、委員会の決定により公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、行財政局行政監察部監察室において行う。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年5月27日より施行する。

神戸市経理適正化委員会委員

| 役 職 | 所 属 |
|-------|---------------------|
| 委 員 長 | 行財政局行政監察部長 |
| 委 員 | 会計室会計課長 |
| 同 上 | 企画調整局企画調整部企画課長 |
| 同 上 | 行財政局行政監察部行政経営課長 |
| 同 上 | 行財政局行政監察部監察室長 |
| 同 上 | 行財政局行政監察部主幹（行政監理担当） |
| 同 上 | 行財政局行政監察部法務課長 |
| 同 上 | 行財政局職員部人事課長 |
| 同 上 | 行財政局職員部職員人材開発センター長 |
| 同 上 | 行財政局財政部財務課長 |
| 同 上 | 行財政局財政部経理課長 |
| 同 上 | 水道局総務部庶務課長 |
| 同 上 | 交通局総務部総務課長 |
| 同 上 | 教育委員会事務局総務部庶務課長 |

計 14 名

コンプライアンスのさらなる確立を目指して

今般、判明した不適正な経理処理は、市職員に対する市民の信頼を大きく損ねることとなりました。

言うまでもなく、市民からの信頼がなければ、市民から税金を預かり、行政サービスを提供する市職員の責務を全うすることは出来ません。

市民の信頼を回復し、維持していくためには、全職員が、自分たちの仕事が市民の信託に応えているかを常に意識するとともに、職員としての使命やそれぞれの役割の再確認を通じて仕事に取り組む姿勢やその意識を改革していく必要があります。

また、神戸市経理適正化外部検証委員会の提言を踏まえ、不適正な経理処理の深い反省とその根絶への固い決意のもと、一丸となって再発防止に全力で取り組んでいかなければなりません。

今回の不祥事を肝に銘ずべき教訓として、職員一人ひとりが、日常業務の中でコンプライアンスを意識していくための共有理念を示しますので、絶えず、実際の業務の中で実践されているか自発的に確認してください。

神戸市職員コンプライアンス共有理念

1. 神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例の目的である「市民の信託にこたえ、市民に信頼される市政を確立する」ため、同条例の職員等の基本姿勢（第2章）を遵守すること。
2. 法令等を遵守し、全体の奉仕者として全ての市民に対して、常に誠実で公正、公平に職務を執行すること。
3. 市民の信託に応えるべき市職員として、常に高い倫理意識を持ち、市民に説明できないような行為を決してしないこと。
4. 前例にとらわれず、市民本位の立場に立って絶えず業務改善、意識改革に取り組むこと。
5. 市民から託された税金の重みを深く認識し、法令に則した適正な手続に基づき経理事務を含む業務を遂行すること。
6. 職責に関わらず、自由闊達な議論が行える風通しのよい組織風土づくりに努めること。
7. 個人情報には細心の注意を払い、適正・厳正な管理を徹底するとともに、行政に関する情報は全て市民の財産であることを意識し、全ての市民に分かりやすく説明責任を果たせるように心がけること。

平成23年5月30日

神戸市長 矢田 立郎

神戸市コンプライアンス条例^(※)に基づく「職員等の基本姿勢」

※『神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例』

第2章 職員等の基本姿勢

(執行機関等及び職員等の責務)

第3条 執行機関等は、法令等を率先して遵守するとともに、市民の信託にこたえるために、公共の利益の増進を目指し、市会と連携し、及び協力しながら、透明性の高い公正な市政の運営に全力で取り組まなければならない。

2 職員等は、市民に対し、この条例の趣旨について十分な説明を行うとともに、市民と市との協働と参画により、豊かな神戸の創造に向けて全力で努力しなければならない。

(倫理に係る理念)

第4条 職員等は、常に公務員としての倫理の保持に努めなければならない。

(職員等の職務執行その他倫理に係る基本原則)

第5条 職員等は、全体の奉仕者であることを自覚し、正当な理由なく、一部のものに対して有利な又は不利な取扱いをする等差別的な取扱いをしてはならない。

2 職員等は、職務上の権限の行使に当たっては、職務上の地位を自らの私的な利益のために用いる等市民の疑惑や不信を招く行為をしてはならない。

3 職員等は、特に自らの職務に関連する法令等に精通するよう努め、職務を適正に執行しなければならない。

4 職員等は、職務上知ることのできた情報を適正に管理することにより、公正な職務の執行を損なわないようにしなければならない。

5 職員等は、法令等の規定による権限に基づき、その職務を市民に説明する責務を全うしなければならない。

6 職員等は、職務の執行における手続の明確化及び市政運営の透明化を図るために、施策(市の基本方針を実現するための個々の方策をいう。)の意思決定の内容及び過程を適正に記録するよう努めるものとする。

